平成２８年（フ）第４７９５号
東京都足立区鹿浜４丁目11―16―104
債務者　荒木　潤子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８０５号
東京都江戸川区松島２丁目34―22　赤い家201
債務者　須賀　隆行
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８０７号
東京都江東区越中島２丁目５―12―501
債務者　宮尾　　豪
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８２２号
東京都渋谷区代々木２丁目39―７―402
債務者　軸丸　マミ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４０号
東京都葛飾区新小岩２丁目14―14―207
アーバンヒルズ新小岩第２
債務者　外舘　尚幸
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４１号
東京都練馬区中村２丁目９―16―103
債務者　佐々木玲子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４２号
埼玉県川口市芝宮根町20―20　メゾンリコウＡ302
債務者　山下　涼子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５０号
東京都台東区松が谷４丁目25―10―404
債務者　金沢　英美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５１号
東京都板橋区桜川３丁目１―10―104
債務者　遠藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５５号
東京都墨田区向島１丁目12―６―202
債務者　水本　利雄
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５９号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―８―212
債務者　木滝　文隆
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８６０号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目５―26
債務者　木川　靖一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８６７号
東京都中野区江原町３丁目７―６―105
債務者　小野寺宏樹
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７０号
東京都練馬区西大泉４丁目５―37―201
債務者　齋藤潤一郎
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７１号
千葉県柏市柏290―７―214
債務者　西岡　龍一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７２号
東京都板橋区徳丸１丁目36―14
債務者　井藤　将巳
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部